

一般財団法人アジア国際支援財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人アジア国際支援財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、学業優秀でありながら経済的な理由により学費の支弁が困難な高校生・大学生・外国人留学生に向け、奨学金給付及び生活支援を行うことで国際社会に貢献し得る有為な人材を育成し、世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高校生、大学生、外国人留学生への奨学金給付
- (2) 支援学生等に対する学費給付
- (3) 学生への生活支援及び生活情報の提供
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（活動計算書）
- (4) 第1号から第3号までの附属明細書
- (5) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号、第3号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

（剰余金の処分制限）

第9条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第4章 評議員

（評議員）

第10条 この法人に評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第 179 条から第 195 条の規定に従い評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 項第 8 号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、

評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の資格）

第12条 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項に規定する者及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第6条第1号に規定する者は、評議員となることができない。

2 評議員はこの法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第14条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

（構成）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認

- (7) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (8) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (9) 合併契約の承認
 - (10) 貸借対照表、損益計算書（活動計算書）及び財産目録の承認
 - (11) 前各号に定めるものの他、法令又はこの定款に定める事項
- 2 評議員会は、あらかじめ評議員会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

（開催）

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合には、いつでも臨時評議員会を開催する。

（招集）

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって通知を発ししなければならない。ただし、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発した場合には、書面をもって通知を発したものとみなす。
- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認

- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (6) 合併契約の承認
 - (7) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項の評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会に出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上15名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、3名以内を常務理事とすることができる。
- 4 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 7 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

（理事の職務及び権限）

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事には、その職務執行の対価として評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(損害賠償責任の免除)

第31条 この法人は、法人法第198条において読み替えて準用する同法第114条第1項の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条第1項の行為に関する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の招集の決定に関する事項
- (2) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 重要な財産の処分及び譲受け
- (5) 多額の借財
- (6) 重要な使用人の選任及び解任
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- (8) その他この法人の業務執行の決定

(開催)

第34条 理事会は、通常理事会として毎事業年度2回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が法令に定める報告をするため、理事長に招集の請求をしたとき。
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。
- 4 前号の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が議長に当たる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 33 条第 4 号については、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議し、評議員会の承認を要する。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意

の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
ただし、監事がその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 8 章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第 41 条 この法人に、任意の機関として、名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。

2 名誉会長及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。

4 名誉会長及び顧問の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

5 名誉会長及び顧問の報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款を変更するときは、第 20 条第 2 項に規定する評議員会の決議をしなければならない。

2 法人法第 200 条第 1 項の規定にかかわらず、この定款に規定する目的及び事業並びに評議員の選任及び解任の方法は、前項の規定によりこれを変更することができる。

(解散)

第 43 条 この法人は、法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該

合併の日から 1 月以内に、認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 46 条 この法人は、公益目的事業の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 47 条 この法人は、事業を行う上で知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報管理規程による。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 事務局その他

(事務局)

第 49 条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。ただし、事務局長等重要な職員は、理事会において行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第 13 章 補則

(委任)

第 50 条 法令及び定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 4 章 附則

(法令の準拠)

第 5 1 条 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。